

元禄の『古今著聞集』 版本登場前夜：『昔物語治聞集』を中心に

浜田， 泰彦
佛教大学

<https://doi.org/10.15017/7363927>

出版情報：雅俗. 22, pp.4-30, 2023-07-15. 雅俗の会
バージョン：
権利関係：



元禄の『古今著聞集』 版本登場前夜

—『昔物語治聞集』を中心に—

浜田 泰彦

一、浄蔵法師説話の選り好み

大江文坡『和漢古今角倅談』⁽¹⁾（天明五・一七八五年正月刊、半紙本五卷五冊）は、文坡が自身とおぼしい「臥山人」として登場する読本作品である。自身が神仙思想を好んだごとく⁽²⁾、「神仙真一の霊旨を觀」て⁽³⁾、茅屋で静謐な生活をおくっていた臥山人のもとを紫石散人・古策逸人といったこれまた隠逸を事とする友人十二名が訪れ、世界中のあらゆる物の大小を議論し競い合う趣向をとる、物語を軸とする読本というよりも議論を軸とした談義本の要素が濃厚な作品といえる。

彼らはこの競争を「角倅（異）」と名付け、相撲になぞらえて十二名を東西に分け、行司を臥山人が務めるのであるが、その由来を以下のように語る。

むかし村上天皇天曆六年壬子の歲叡山の修入といふ僧浄蔵といふ僧と角異せしに浄蔵先神呪を以て石を縛ければ其石おのつから上々宛轉る事猶手毬を弄すがごとし諸人はを見て大に奇妙と賞嘆す時に修入大に此石を叱て曰此石甚た閑し盍恬靜ならざると其石忽動す是に於て修入浄蔵ともに益持念すれば其石終に分て兩片となり左右に躍て二人の前に到りぬ又円賀といふ僧陽生とい

ふ僧と角異せし事あり是皆法力を角べて其應驗を試るなり我これを以て諸君等の世界の巨大なる者を劇談するを此角異に比して角倅と號け（…）⁽⁴⁾

右引用部で話題にのぼった浄蔵と修入の法力比べは、『古今著聞集』第二「釈教」の「浄蔵己が前生の骸骨を見る事」（第四十六話）の後半部にあたる。前半部は章題の通り、法華經六部を毎日誦誦し、六千反の礼拝を怠らずとめた徳行から死後ふたたび浄蔵として生まれ変わり、前生の自分の遺体と金剛山の谷で再会するエピソードが置かれている。そして、後半部は浄蔵法師が「やんごとなき行者」⁽⁵⁾たることを補強する格好で、縛られた石を自在に動かす超能力を発動したエピソードに前半とおよそ同量の字数を割く。この章題は、『日本古典文学大系』掲載分に拠るが、後半部よりも前半部の「多生の行人」⁽⁶⁾であること示す話題の方が読み手の印象には残りやすいだろう。じつさい、『宇治拾遺物語』と『古今著聞集』から説話を採録再編集した『昔物語治聞集』（貞享元・一六八四年一月）では、卷一の第十六に本話を収めるが、その際の章題は「浄蔵法師前生のかばねに逢事」であり、且つ後半部「同住山の比の事にや」⁽⁷⁾以下は、本文そのものが削除されているのである。『和漢古今角倅談』の趣向には、「角倅」の由来を語るに

ふさわしいエピソードとなった浄藏法師説話の後半部であったが、『昔物語治聞集』では余分なエピソードと判断されたのである。

当該事例は、享受者の好みに拠るのもあるうが、本稿では『古今著聞集』が江戸時代に入りどのように享受されてきたのか、その系譜を元禄三（一六九〇）年に『古今著聞集』版本が初めて世に出る以前に遡り、考察を試みるものである。

二、『昔物語治聞集』における『古今著聞集』

『昔物語治聞集』（以下、『治聞集』と略記）は、貞享元（一六八四）年十一月に刊行された半紙本全七巻七冊、全百四十六話の短編物語から成る説話作品である。書名の「治聞」は、本作がオリジナルの説話を収集して成ったのではなく、『宇治拾遺物語』と『古今著聞集』からの採録であることを示す。その点は今日までの研究成果によつて全百四十六話の出典も詳細に明らかにされるに至っている⁽⁸⁾。しかしながら、『治聞集』初版本である貞享元年本には、両作品からの再利用のみで構成されている事実を讀者に示す記述はどこにも見あたらない。この事実を初めて表明したのは、元禄十四（一七〇二）年に半紙本六巻七冊に改められて再版された際に加えられた——本文とは別筆——右の序文であった。

宇治大納言の物語は、白河院の御時、源隆国、平等院一切経藏の南の山ぎは、南泉房なんせんぼうといふ所に閑居してかき集められしとや。これに残れるを添て、宇治拾遺物語といふあり。且亦、古今著聞集は、橘成季、建長の比、筆をそめ給ひしとらん。此兩本の中を、

おろく拾ひとり、絵をましへ侍りて、最愛いとぞみける女童の、むかし物語の種にもなれかしと、こゝろをよするものならし。（傍線、浜田。以下、同様⁽⁹⁾）

すでに、先行研究が明らかにした通り『治聞集』全百四十六話の内訳は、『宇治拾遺物語』五十二話に『古今著聞集』九十四話であり、オリジナルの章段は含まれておらず、また両作品以外の説話集から採録された章段はない。

「むかし物語」を漢字仮名交りの読みやすい本文で（後述、大量に提供した『治聞集』は、その趣向が讀者に歓迎されたか、複雑な過程を経つつ、繰り返し再版・改題本を残した。その過程を時系列に並べ直すと、次の通りである。

- ①『昔物語治聞集』七巻七冊（貞享元・一六八四年十一月刊）
 - ②『宿直座頭』七巻七冊カ（貞享四・一六八七年初春序）⁽¹⁰⁾
 - ③『昔物語治聞集』六巻七冊（元禄十四・一七〇一年刊）
 - ④『宿直座頭』七巻十冊（正徳四・一七二四年正月刊）⁽¹¹⁾
 - ⑤『古今御伽座頭』七巻七冊ないし七巻十冊（元文二・一七三七年九月刊）
 - ⑥『古事談』三巻六冊（寛延四・一七五一年五月刊）
- ※『治聞集』『宿直座頭』巻一―三を収録。
※『治聞集』『宿直座頭』巻四―七を収録。

このように『治聞集』は、①刊記の書肆名だけを残し改題本②が出版され、巻冊数を改め、さらに刊記と書肆も改め（川寫平兵衛・八尾清兵衛）

衛から小林半兵衛へ)、先に引用した序文を加えた同題本③が出版される煩雑な経緯を辿った後、①から六十七年を経てもなお改題本が出版し続けられ、非常に寿命の長い説話集となった。

『治聞集』の功績は先述した事由によるところが大きいと思われるが、中世説話集の伝播の観点を加えるならば、既に寛永頃(一六二四～四四年)古活字版および万治二(一六五九)年十月に京林和泉掾から整版本を刊行済みであった『宇治拾遺物語』の説話を採録した点よりも、元禄三(一六九〇)年正月まで整版本の登場を待たなければならなかった『古今著聞集』の説話本文を広く紹介した点に功績をまとめなければならぬだろう。

もともと、『治聞集』の刊行目的を『古今著聞集』説話の紹介のみに求めるのは、いかに『古今著聞集』由来の説話が全体の約六十四%を占めるからといっても矮小化に過ぎるであろう。最も収録話数が多い巻四(全二十六話)のすべてが『古今著聞集』由来説話に占められ、次に多い巻七(全二十四話)の内二十二話が『古今著聞集』説話に占められる。他方で巻五・巻六は『宇治拾遺物語』由来の説話の方が『古今著聞集』由来の説話数を遥かに上回るものの、巻五は十八話中十四話、巻六は十四話中十一話で、巻四のように全話を独占した巻はない。このような分布状況を考慮すると、『古今著聞集』説話紹介が目的の一つであったことは否めないだろう。

ところで、江戸時代における『古今著聞集』享受は、元禄三(一六九〇)年正月の整版本刊行が起点となる。馬場文耕『近世江都著聞集』漢文序(宝暦七・一七五七年)は、この歴史的認識を端的に語る。

元禄記顕之古今著聞集者、建長暦応両合、其撰者宇治亜相之戯語

也、後続著聞集者、和歌山亜相之狂話也¹³⁾

言うまでもなく、冒頭部「元禄記」は『古今著聞集』元禄版を指す。「宇治亜相」に准えられた「和歌山亜相」こと紀州藩士神谷養勇軒に編まれた『新著聞集』(寛延二・一七四九年三月刊)の刊行は、その「後続」であるとの認識を示す。もともと、『新著聞集』の内容の大半が『古今犬著聞集』の作者椋梨一雪の『続著聞集』(宝永元・一七〇四年九月より執筆)とほぼ同内容であるとの井上敏幸氏の指摘によるならば、神谷養勇軒よりは椋梨一雪を「後続」の主体に充てるのが妥当であろう¹⁴⁾。

確かに、後述するが本文の質の良否を措くと元禄版本こそが、『古今著聞集』の全体像に初めて接する機会を与えた。七百話以上から成る『古今著聞集』——『日本古典文学大系』・『新潮日本古典集成』本では七百二十六話である——からすれば、ほんの僅かな抽出であるに過ぎないとはいえ、『治聞集』が元禄版本以前の享受史に加わるべきである。

『古今著聞集』から採録された『治聞集』九十四話の本文は、現在知られている諸本の本文と比較して大きな変更が加えられたわけでもなく、物語の展開に手を加えた点とも見られない。全冊翻刻に加わった加美甲太氏が、「内容を大きく改編することはな」かった¹⁵⁾と概観された通りである。加えて同氏は、「賭弓の日右近の馬場にて武則公助を打擲する事」(巻四ノ六)中の「男女のまじはり正しく」が独自の付加の事例を挙げ、「さりげなく加筆や修正を行っている」¹⁶⁾とも指摘されている。

だが、稿者が『古今著聞集』から採録された『治聞集』全九十四話本と『古今著聞集』近衛家旧蔵本(現・京都大学附属図書館蔵本)本文との比較を行い検証したかぎりでは、加筆修正は「さりげな」い程度で

はなく、相当な程度で行われたことが確認された。その全容を紹介することは紙幅の都合上できないが、比較検討の結果をここに報告しておきたい。

比較検討に入る前に、『古今著聞集』の諸本（本文）研究の現状を概括しておきたい。本作品諸本は、遊覧第二十二（巻第十四）の末段「亭子院御時大堰川行幸に紀貫之和歌の仮名序を書く事」中の大堰川行幸和歌序が後人の抄入であるのを根拠として、これを掲載する系統の諸本を甲門とし、逆にこれを欠く系統を乙門と分類される。これらの内、元禄三年版本は甲門で、巻第二の奥書を欠き巻第二十末尾に置かれた跋文に成季の署名を欠く等の共通項のある第三類諸本に属する。同本は、文学第五129話・興言利口第二十五540話・同553話の三話を欠くほか本文の脱落が多く、諸本を網羅的に整理された永積安明氏は「最も誤脱の多い杜撰な整版本であり、最も流布した本文ではあるが」「その本文的価値は」「最も低い」¹⁷⁾と評価する。ただ近年、久保木秀夫氏は右の永積氏の研究以来、『古今著聞集』の諸本（本文）研究は低調であるが、その後数多くの未調査伝本が出現したことや、先述の大堰川行幸和歌序の有無を分類基準とする通説に問題があること等に言及した上で、網羅的な本文調査を再度行う必要性をうたっている¹⁸⁾。したがって、『治聞集』本文も検討に加える意義は一定みとめられるものと考えられる。

本稿では、永積氏が「甲門第一種」に分類し、「本文史上代表的な第二の伝写群とすべき」とされた¹⁹⁾近衛家旧蔵本（現・京都大学附属図書館蔵本）²⁰⁾を『治聞集』との比較本文としてとりあげた。

まずは、『治聞集』から特に短い物語を選び、『古今著聞集』との比

較を行ってみよう。

なお、引用部に付した傍線部ならびに囲みは、以下の意味を示す。
『古今著聞集』本文に四角囲みを付した箇所は、『治聞集』では削除された箇所を示す。傍線直線部は『治聞集』が書き加えた箇所、波線部は仮名遣いや、漢字／仮名表記を改めた箇所をそれぞれ示す。

●『古今著聞集』偷盜第十九

「盗人博雅三位の筆簀を聴きて改心の事」

博雅三位の家に盗人入たりけり三品板敷のしたに逃かくれ二けり盗人帰りさりて後はい出て家中をみるにのこりたる物なくみなとりてけり筆簀一を置物厨子^三のこしたりけるを三位とりてふか^レれたりけるを出てさりぬる盗人はるかにこれを聞て感情おさへかくして帰きたりて云やう只今の御筆簀のねをうけたうはるにあればにたうとく候て悪心みなあらたまりぬとる所の物ともことごとくにかへしたてまつるへしといひてみなをきて出にけりむかしの盗人は又かくいうなる心も有けり

○『昔物語治聞集』卷一第六²¹⁾

第六 ぬず人^{ひろりき}簀^さを感じずる事

むかし博雅^{はくが}の三位の家に。ぬず人^{ぬず}いりたりけり。三品板敷の下に逃^{にげ}かくれにけり。盗人^{ぬす}がへり去て後。はひ出て。家のうちを見るに。残りたる物なく。皆とりてけり。ひちりきひとつを取残したりけるを。ふきならし給へば。出て去ぬるぬず人。はるかにこれを聞て感情^{かんせい}おさへがたくして。歸^{かへり}きたりていふやう。たゞいまの。

御ごひちりきの音こゝろをうけたまはるに。あはれにたふとく候て。惡心みなあらたまりぬ。とる所の物ものども悉ことごとくかへし奉ほうるべしといひて皆をきて出にけり。むかしの盗人は。またかく優やさなる心もありけり

源博雅（九一八・九八〇）が空き巣に会い、唯一盗まれなかった筆架を吹きならしたところ、板敷の下に隠れた盗人がその華麗な音に魅せられて盗んだ物を返却した。盗人の悪心すら改めさせるほど博雅が雅楽の名人であつたと伝える逸話になっている。

改めて右の本文を見てみよう。波線部は物語解釈に大きな影響を及ぼさない程度の書き換えであるから措くとして、直線部および囲み箇所に着目してみたい。まず、「むかし」は『治聞集』の多くに付された冒頭表現である。『古今著聞集』の「三位とりてふかれたりけるを」を『治聞集』が「ふきならし給へば」に改めたのは、主語が盗難の被害者たる「三位」であることは明白であるから、煩わしさを回避した措置であろう。また、博雅が筆架を収納していた「置物厨子」を『治聞集』では削除したが、貞享版本の読者には馴染みのない調度品であり、且つ博雅の部屋に筆架だけが残されていた状況さえ理解できれば収納場所の情報はいらないから、合理的に表現を落とす判断をくだしたのであろう。

なお、卷一第十六に付した波線部のごとき変更事例は、『治聞集』の多くの箇所に見出せるがそれらを含め、本文作成の方針をまとめると以下の三点にまとめられるであろう。

一点目は、表現の易化ないし合理化である。『治聞集』本文は、難しい表現を避け啓蒙的な「最愛いとせうみける女童」（元禄版序）向けの表現に改めた箇所が散見される。先の卷一第十六では主語「三位」の重複を避

けた合理的判断が認められたが、同様の事例はほかにもある。

たとえば、『治聞集』卷四第一「春日大明神衆徒の軍に御加勢の事」は、隆覚法印が興福寺別当に着任したが宗徒の理解が得られず、数百騎の軍勢で興福寺を攻撃したという内容である。『古今著聞集』では、「隆覚か方のつは物寺中へ乱入んとするあひた合戦に及て隆覚か方の軍兵おほく命を失にけり十餘人はいけとりにせられにけり」と説明するが、その直前「隆覚いかりをなして」、「三方より興福寺を打かこ」んだとある。他方、『治聞集』では、隆覚の軍勢が興福寺に侵入したことは明白であるため、「隆覚か方のつは物寺中へ乱入んとするあひた合戦に及て隆覚か方の軍兵おほく命を失にけり」とある箇所を削除している。また、卷七第十二「小式部内侍命終のとき哥よむ事」では、病臥にあつた小式部内侍が、母の和泉式部に先立つ不孝を詠んだ和歌を「よりははてたるこゑにていひければ」、それに応じて「天井のうへにあくひさしてやあらんとおほゆるこゑにてあら（あ）はれといひてけり」²²とある『古今著聞集』原文に対し、『治聞集』では天が小式部内侍に憐れみを与えるくだりが読み手に理解されればよく、「欠伸を噛みしめたような声」という描写が無駄に思われたためか「あら（あ）はれと」の直前の表現を削除している。さらには、天井が「いひ」て応じた以上「こゑ」を発するのは当然との合理的な判断もこの削除措置にかかわるだろう。

関連して、漢文体の和文化的措置も見られる。卷七第一で、原文「我病温泉の効験をたのむ」を「我病温泉のしるしをたのむ」と改めたのはその典型例である。もう一例あげると、卷六第四では、原文の行尊僧正が修行に専念して庵に籠る場面にある「陰雲あみ靄も雨あめ滂ほう絶たつ」を「陰

雲たなびき。雨寫すがごとく」と書き下し文に改めた上で、晦渋な表現である「鬢鬚」を削除している。

第二に独自の注釈追加がみとめられる。巻四第四で、菅原文時の家の前を鬼神が皆拜して通過する由来とされる詩句（隴山雲暗李將軍在家）が『和漢朗詠集』からの引用であると文末に加えた「私云」に始まる注釈がその好例である。中根千絵氏はこの事例を「漢学の教養への興味があったことを思わせる」⁽²³⁾と捉えるが、『治聞集』の加注は出典や歴史的背景を明らかにしようとする趣旨よりも、第一点目とも共通するが、読者に分かりやすい本文を提供しようとする編者の意図の方が明確であるように思われる。たとえば、巻四第七では標題「龍尾道に大蛇おちける事」に「龍尾道ハ禁中ノ殿ノ名ナリ」との割注を付す。巻七第六は、永萬元（一二六五）年に蓮花王院に突如水が涌いた奇跡を綴るが、その末尾に「蓮花王院ハ三十三間堂ナリ」と本文より小さなポイントの文字で注を加える。巻三第二では、文中の「幕下」に對し末尾に「幕下はノ將軍お云」との割注を添える。なお、「幕下」は『治聞集』では巻三第二十でも四度用いられる語彙であるが、そこには加注はなく、初出時の配慮である。以上のように『治聞集』の加注は、編者の教養を示すものというよりは、読み手に分かりやすい啓蒙的な本文を提供しようとする配慮が濃厚である。

第三に歴史的事実あるいは故実への関心が希薄である。よく知られている通り、『古今著聞集』は事件発生時の日時や場所が明記された説話を多く収録する。よって、それらの説話は、平安鎌倉期にわたる歴史的事実を反映しており、時には同時代の記録・日記類の空白を埋める説話もあり、文学的関心とともに歴史的関心も寄せられてきた⁽²⁴⁾。

また、『古今著聞集』は成立した建長六（一二五四）年十月以前の様々な資料を用いたと推察される記述もある。だが、『治聞集』では原典の諸史料の利用に特に関心を払った痕跡がない。

故実に関しては、たとえば巻三第十一「能因法師哥にて雨をふらす事」は、能因法師が藤原伊予守実綱のすすめによって詠んだ「天川苗代水に」和歌一首により久しい旱魃が一転、大雨が降ってきたとする歌徳説話であるが、その前例として原文が示した「唐の貞観の帝の蝗をのめりける政にもをとらさりけり」⁽²⁵⁾を『治聞集』では削除し、「忽に天災をやはらぐる事（唐の貞観の帝の蝗をのめりける政にもをとらさりけり）有がたきためしなりけんかし」とカッコ内の文言を割愛し、前後を繋いで無理のない一文に仕立てている。巻四第六「賭弓の目右近の馬場にて武則公助を打擲する事」では、原文の『孝経』を引き合いに出した「二十二章のをはりの段を喪親章となつて」の箇所を削除している。もともと、巻四第一「春日大明神衆徒の軍に加勢の事」では原文の「宇治左府の御記」⁽²⁶⁾という出典表記を採用しており、必ずしも一貫性があるわけではない。また、同話は先述した隆覚と興福寺の対立を描いた一章で、『治聞集』はその末尾に「いつ比の事にか」と存疑の一文を添えているが、事件の年次は保延五（一二三九）年十一月九日と明記した原文を採用したのであり、『治聞集』の読者にはいささか不可解な一文ともなってしまうている。

歴史的事実の捉え方にしても、一貫性があるわけではない。たとえば、巻三第二十「平太経家悪馬にのる事」では原文末尾に置かれた平太経家に対する褒辞である「今の代にはかく程の馬飼もきこえずその飼けるや」を採用していない。『治聞集』の読者には、『古今著聞集』

が典拠であることすら明かされていないのだから、「今の代」が何時頃を指すのか分からない。そのため削除の措置をとったのであろう。一方で、卷三第十「知願上人の乳母馬になる事」では原文末尾の「これ建長の比の事なれはいまの事也」の一文に手を加えずに採用する。貞享版本の読み手にとっては「建長」が「いまの事」にはなりえず違和感もあるが、「建長の比」の出来事であると時期を明示しているがために削除の必要なしと判断されたのであろうか。

もう一つ例を示しておこう。『治聞集』は、『古今著聞集』「変化第二十七」から「承安元年七月伊豆國奥島に鬼の船着く事」(599)・「近江守仲兼東寺邊にして僧形の變化に出會の事」(601)の二話を採録する。近接して配置されているのは、ともに怪事の証拠品が蓮華王院に残されていると末尾に記すからである。前者は伊豆奥島に漂着した鬼の落した帯が、後者は中間次郎法師に化けた怪物が手にしていた太刀が、それぞれ蓮華王院の宝蔵に収められたと伝える。『治聞集』では、前者の章題を卷四第十「伊豆國奥嶋へ鬼来る事」に改め、後者を同第十一「近江守仲兼ばけものにあふ事」に改めて隣接して採録するが、前者は「件帯は蓮花王院の寶蔵にをさめられにけるとかや」の一文が削除され、後者は採用されている。事件の真实性を担保するために宝蔵を持ち出したのは両話ともに共通するが、『治聞集』ではどういうわけか採録に際しての対応がばらついている。ばらつきの理由はよく分からないが、歴史的事実の存否を『治聞集』ではあまり問題にしていないとは言えそうである。

以上、『治聞集』の『古今著聞集』本文採録に際しての特性をみてきた。これら歴史的事実にかかわる書きかえとは別に『治聞集』では『古

今著聞集』本文を大幅に削除した事例がある。本稿冒頭で言及した卷第十六「浄藏法師前生のかばねに逢事」がそれにあたる。すなわち、浄藏法師が徳を積んだ上人であったために、死後再び前世とおなじ浄藏として生を享けて金剛山の谷で前世の自分と再会する「多生の行人」たる浄藏の描写のみを『治聞集』はとりあげ、「やむごとなき行者」(27)としての浄藏を補強する後半部の修入との技比べは、標題に合致しないこともあり、不要と判断し削除したのである。このような原本では数行にあたる大幅な削除例が、卷一第十九・卷一第二十・卷二第四・卷三第二十二・卷四第十・卷五第七にみとめることができる。これらの事例については、「資料」『昔物語治聞集』における大幅な削除例」として掲げたので、ご参考を乞う。

冗長な論述になるのをおそれ、すべての事例の紹介はしないが、卷一第二十「春日の御告にて伊房額を書事」の原文では、冒頭に「三蹟」の一人として知られる藤原行成が扇に「楽府の用文を眞草にうちまぜて、ところ／＼書い」(28)とところ帝の目に留まったというエピソードを置く。しかしながら、本話は行成の孫である伊房のエピソードが中心になるため、祖父のエピソードは削除されている。『古今著聞集』は祖父の逸話も能書家の一家の物語としては外せないと考えて文字を割いたのであるが、先に述べたように『治聞集』は歴史的事実への関心は希薄であるため、削除に到ったと思われる。卷三第二十二「千手院廣清が墓に靈魂経をよむ事」は、比叡山の廣清という法師が生前法華経読誦に熱心であって、死後もなお墓から読誦の声が止まなかったという物語である。『古今著聞集』は、このストーリーの後に『日本霊異記』等を持ち出したうえで、法華経読誦に熱心であった出家僧の名

前を列挙するのであるが、『治聞集』ではこの箇所を割愛している。関連事項について、特に関心を払っていない。巻五第七「帝の御哥に定家卿合点の事」も原文では、土御門院御製の和歌を賞賛したエピソードの後で「當院」こと嵯峨天皇が幼い頃から和歌に長じていたエピソードが添えられるが、『治聞集』では採用を見送られている。これも先の巻三第二十二と同じく中心となる物語の関連事項に関心を払っていない事例である。このような大幅な削除例は、本文作成時の歴史的事実あるいは故実への関心の希薄さに通じるものと考えられる。

以上の通り、『古今著聞集』に由来を持つ『治聞集』採録説話全九十四話は、恐らく初めて広汎な読者の前に提示される機会となったが、その本文は何かしらの写本に拠っているものの現在残されている伝本の内いずれの系統に拠るものかははっきりしない。今回は、近衛家旧蔵本との本文比較を行ったが、総体的には『治聞集』との大きな相違点を見出せることはなかった。但し、先述の通り『治聞集』採録本文は、編者が平易な本文を読者に提供しようとするための改変が随所に施されており、祖本の表記を忠実に写し取ろうとする意志は希薄と言わざるを得ず、いわゆる「本文研究」に資する本文として扱うには限界もある。

志村有弘氏は、『治聞集』『宿直座頭』巻四く七を収録した『続古事談』（寛延四・一七五一年五月刊）の『古今著聞集』採録話の本文を検討し、「少なくともその六十一年前に刊行されていた元禄三年版『古今著聞集』をテキストとして使用していないことは事実である」⁽²⁹⁾と指摘したが、先に久保木氏が提唱された通り⁽³⁰⁾、『古今著聞集』の網羅的な本文研究を行うことで、『治聞集』の本文の位置づけはおのづから明

らかになるであろう。今後の課題としたい⁽³¹⁾。

さて、『古今著聞集』は『古今和歌集』の部立方式に倣い七百六十余の説話を三十種に分類し配置されている。『治聞集』が各部立から選び出した説話の分布は、「別表」『昔物語治聞集』採録『古今著聞集』分布」にまとめたので、あわせてご参考を乞う。

最多は「釈教第二」からで十七話であるが、その内『治聞集』巻七に採録された説話が十話を占める。巻七は全二十四話で、その内『古今著聞集』採録話が二十二話であるため、約半数が「釈教第二」によって占められた計算になる。次に多いのは「魚虫禽獸第三十」で十五話。

巻一・二・三・五・七に広く分布している。当初から七巻構想で編者が均等に分布させようとした意図は特段に認められない。ただ、「釈教」由来の説話も先述した浄蔵や、巻七第十八「大般若書写の人を鬼神守護の事」の「大般若波羅蜜多經」書写を終えた徳が認められたか三人の鬼神に守護される長家等、際立った奇跡が生じる靈驗譚が選ばれる傾向にある。「魚虫禽獸」から採録した説話⁽³²⁾にも同様の傾向が認められ、とりわけ奇譚・奇談の類を好んで選び出したように思われる。既に『因果物語』（片仮名本、寛文元・一六六一年刊）や『宿直草』（延宝五・一六七七年刊）等、仮名草子の怪談集が多く刊行され、『西鶴諸国はなし』（貞享二・一六八五年正月刊）等浮世草子の奇譚集を『治聞集』刊行の翌年にひかえた時期の読者には好評に迎えられると容易に想像がつくからである。

他方、橘成季が跋文に「この集のをこりは、予そのかみ、詩歌管弦のみち／＼に、時にとりてすぐれたるものがたりをあつめて」⁽³³⁾と特に書き記したごとく、第七に管弦歌舞編を立てたのみならず、他の部

立にも多くの管弦説話を収録するほど力を注いだ³⁴⁾にもかかわらず、『治聞集』では「管弦歌舞第七」からは一話も採録していない。他にも「公事第四」・「蹴鞠第十七」・「博奕第十八」・「祝言第二十」・「遊覧第二十二」・「飲食第二十八」・「草木第二十九」からも採録がない。したがって、『治聞集』の編者には橘成季の意志を踏襲する考えはなかったと思われる。中根千絵氏が、このような分布の偏りを「近世の教養・知識に必要とされた人や物に連ならないものは選択されなかったと考えるのが妥当のように思われる」³⁵⁾と理解した通り、貞享期の読者に歓迎されやすい話を中心に選択した結果としてこのような分布になったのであろう。

『古今著聞集』の部立から離れると、『治聞集』には貞享期の読者の求める話材を提供しようとする意図も汲み取れる。

たとえば、巻一第九「三河といふ童發心の事」は、仁和寺御室周辺を舞台とした説話の一つである³⁶⁾。覺性法親王は稚児の「ちとせ」(原文は「千手」)に変わって「三河(原文「参川」)」という稚児を寵愛し始めたため、「ちとせ」は久しく出座を遠慮したが、ある日の酒宴に再三参加を求められ、法親王の心変わりを責めるような今様を披露したところ、それと気付いた法親王がその夜「ちとせ」と同衾した。一方、「三河」は和歌一首を残し行方知らずとなったという男色譚である。後述するが、古典の男色譚を蒐集した北村季吟「いわつゝ、じ」(延宝四・一六七六年八月成稿)にも引用された挿話でもある。この物語は、『心友記』(寛永二十・一六四三年八月刊)・『犬つれづれ』(承応二・一六五三年正月刊)・棟条軒『よだれかけ』(寛文五・一六六五年二月刊。衆道指南書としての内容は巻五・六)等といった男色譚や衆道指南書が刊行され続け、衆道

や男色に対する関心が高まっていた時代背景に応じて採録されたのであって、仁和寺御室の歴史に関心を向けていたわけではあるまい。井原西鶴『男色大鑑』の刊行は、『治聞集』刊行三年後の貞享四(一六八七)年正月のことであった。

同巻第十一「双六の口論にて人をころす事」は、標題の通り、大力のむまのぜうながしと小冠者が双六で対戦したところが口論のはてに殺し合いに発展し、力に勝るむまのぜうが小冠者を刺殺した物語である。この一件を悔いたむまのぜうは小冠者の父に謝罪に出向き、「怨敵なれば。はやくいかにもし給ふべし」と身を任せしたが、父は死んだ息子は帰って来ないからと復讐を拒絶する。それを聞いたむまのぜうは直ちに髻を切り、高野山に出家した。原話は「闘諍第二十四」に収録されており、『治聞集』がこの部立から唯一採録した説話である。この話などは武士の模範的な潔さを描いた作と解釈し得るのであって、如偏子『可笑記』(寛永十九・一六四三年秋刊)等の武家教訓書の世界にも通じる。同時に、西鶴『武道伝来記』(貞享四年刊)・『武家義理物語』(貞享五・一六八八年二月刊)といった「武家もの」の刊行も間近にひかえていた。

三、『古今著聞集』 版本出現までの引用例

前章で引用したが『江都著聞集』序に述べられた通り、江戸時代における『古今著聞集』の本格的な受容は、元禄版本の出現を待たなくてはならなかった。だが、『治聞集』は版本出現までの間は、広く一般の読者に『古今著聞集』本文を提供する存在にはなり得た。

ところで、『治聞集』初版が刊行された一六八〇年代前後は『古今著聞集』諸本の形成が活発に行われた時期でもあった。乙門第四類に分類される無窮会神習文庫藏本（井上頼園旧藏本）第一冊に「建長六甲寅年至貞享二乙丑（一六八五年―注、浜田）四百三十二年也」の識語がそなわる。同じ分類に属する藤崎一史氏藏本の奥書に「藤光禄」が三本の異本を校合した旨が記されるが、それが行われたのは天和壬戌（天和二・一六八二年）であった³⁷。このような天和・貞享期の『古今著聞集』への関心が高まり、本文検討が活発化していたことが元禄版本の出現につながったのではなからうか。

さりながら、元禄版本出現までの江戸時代の書物では、『古今著聞集』を引用した例は非常に少ないのもまた事実である。『伊勢物語』・『源氏物語』や『古今和歌集』をはじめとする勅撰集、『枕草子』・『徒然草』等の著名な随筆類の引用例であれば、枚挙にいとまがないほど元禄以前の書物に見られる一方で、版本の出現が出遅れた『古今著聞集』の引用例は非常に少ない。

数少ない事例は、いずれも学術的な活動を営んでいた作者に限定される。具体的に列挙してみよう。

山岡元隣『古今百物語評判』（貞享三・一六八六年六月刊）は、門人が座談会の形式で語りあった怪異譚を、「博識洽聞」³⁸で鳴らす而愠斎先生（元隣）が和漢の書籍を縦横に引き合いに出しつつ、評判を加えそれらを分析解明する作品である。したがって、闇夜に催す御伽としての「百物語」としての性格よりも、百の物語を自在に繰り出し評判するという趣きの方が濃厚な作品と言える。

本作では和漢三十九の書名が引用されるが、『古今著聞集』は四回登

場する。怪異譚を主とする内容であるだけに、その内三例は、「変化第二十七」からの引用である。「狸の事付明の鄒智并斎藤助康手柄の事」（巻三第二）では、『皇明通紀』から鄒智という知識人が読書にいそんでいるところへ、狸がいたずらで大きな腕を差し出し妨害する物語を愠斎先生が紹介し³⁹、その類話として「著聞集に見えたり」⁴⁰として、「斎藤助康丹波國へ下向し古狸を生捕る事」⁶⁰⁷での古狸退治の話が紹介される。二例目として、「天狗の沙汰付浅間獄求聞持の事」（巻三第三）には、「狸を殺し煮えくらひて、こらしめ罵りなどすれば、其事をのづからやむよし著聞集に見えたり」⁴¹とし、「三條前右大臣實親の白川亭に古狸飛磔を打つ事」⁶⁰⁸が援用される。三例目は、「貧乏神并韓退之送窮の文、范文正公物語の事」（巻三第五）の末尾に

且又著聞集に、觀教法印嵯峨の山庄にてから猫を飼ひし、よく玉を取りければ、秘藏の守刀を取り出して玉にとらせけるに、件の刀をくはへて何地やらん逃げ失せぬ。人々尋ね求むれども行きがた知られずなりにき。此れ猫魔の変化なりと、人々沙汰し侍りとしるせり。兎角怖しき物にこそ。⁴²

とあるもので、ここでとりあげられているのは、「觀教法印が嵯峨山庄の飼唐猫變化の事」⁶⁰⁹である。『古今著聞集』でも短い物語であるにもかかわらず、右引用文は、現在知られている本文とは表現が異なり、忠実な本文引用ではなく、あくまで概要の紹介にとどまっている。なお、この内三例目のみ、『治聞集』に「からねこしな玉をとる事」（巻四第十三）として採録された。『治聞集』は、『古今百物語評判』の二年前に版行されたので、本文引用は可能だが『治聞集』の本文とも右引用文は一致しない。最後に四例目は、「殺生の論付伏犧神農梁の武帝の

事」(巻五第三)で、孔子が日本で自分を祀らぬよう夢告したというエピソードを紹介した箇所、「神祇第二」の「或人の夢に依りて大學寮の廟供に猪鹿を供へざる事」(12)が出典と明記した箇所である。この章段も『治聞集』には採録されていない。

『古今百物語評判』の引用書目について検討した寺敬子氏は、「『古今著聞集』のみは、版本の登場が『百物語評判』刊行(二六八)よりも後の元禄三年である。しかし、国学者でもあった元隣には、入手の機会があってもおかしくない」⁽⁴³⁾と、推察されている。決して当時においては入手がたやすくなかったであろう『玄中記』のような漢籍が引用書目に挙がっていること、『治聞集』採録本文を参照した痕跡がみられないことをあわせて考えても、妥当な見解だと思われる。

なお、「或人の夢に依りて大學寮の廟供に猪鹿を供へざる事」は、藤井懶斎『閑際／筆記』和漢太平記(正徳五・一七一五年刊)巻之中にも「古今著聞集二載」云々⁽⁴⁴⁾と、漢字片仮名交り文で紹介される。宝永六(一七〇九)年に没した懶斎であれば、『古今著聞集』元禄三年版本も入手できたであろうが、先の元隣の例と同じく学者の間では写本テキストの入手が可能だったとみてよいだろう。同様に、北村季吟『いわつ、じ』(延宝四・一六七六年八月成稿、正徳三・一七二三年二月刊)に、「古今著聞集 橘南袁撰之」⁽⁴⁵⁾以下「好色第十一」から「仁和寺の童千手参川が事」⁽³²³⁾全文を引用した例もまた、既存の古典文学諸作品における男色譚を蒐集した学究的態度がなせる業であった。

地誌類にも、元禄版本出現以前から引用された事例がある。

黒川道祐『雍州府志』(貞享三年九月刊)では、二ヶ所『古今著聞集』からの引用がある。まず、巻二神社門上愛宕郡「福大明神社」に「管

弦歌舞第七」「知足院忠實大權をして陀祇尼の法を行はしむる事並びに福天神の事」(265)から、藤原忠実大権房の言いつけを守って二七日の「大法」を修めた結果、夢枕に一人の美女が立ち狐の尾を授けられ、それを収納した「妙音院之護法殿」⁽⁴⁶⁾に神社が建立されたのが福大明神社の由来である旨の物語を漢文体で抄出する。こちらもとより、漢字仮名交りの原典からの引き写しではない。なお、同じ物語を狐松子『京羽二重織留』(元禄二・一六九〇年正月刊)巻之三「妖怪」部に「狐尾」の小見出しを付けて漢字仮名交り文にさらに仕立て直し、再録する。表記や表現もほぼ『雍州府志』に同じであり、「著聞集七の巻云」⁽⁴⁷⁾と引用元を示すものの、引用元は明らかに『雍州府志』である。二箇所めは、巻九古蹟門下紀伊郡「羅城門」で、末尾に「著聞集載」⁽⁴⁸⁾「羅城門上有女盜」⁽⁴⁸⁾とある。ただし、これは誤りで、「偷盜第十九」の「朱雀門の上に女賊病臥の事」⁽⁴⁵²⁾を指すのだと思われる。なお、朱雀門と羅城門の取り違えは、富尾似船『堀川之水』(元禄七・一六九五五月刊)巻下でも「羅生門の上に。女のぬすびと住て。(…)財寶をうばひとり。行路の人をはぎとりなどしける事。著聞集に見へ侍る」⁽⁴⁹⁾と踏襲されている。あるいは、「羅城(生)門」と記した『古今著聞集』本文が共有されていた可能性も否めないが、そのような本文を持つ伝本は、稿者の知る限り、見出せていない。以上は『治聞集』に採録されていない説話であって、『雍州府志』は『治聞集』の二年後に刊行されているから黒川道祐が接することはできたものの、先の例と同じく学者間で『古今著聞集』写本が入手されていたことをうかがいえる事例である。

このように、元禄期までの書物において『古今著聞集』の引用例が

稀少である——出典の明記がある事例のみ確認した限りにおいてはあるが——のは、とりもなおさず版本の出現が遅れたからである。

たとえば、出典を明記した上で既存の説話を紹介した『噺物語』（貞享四・一六八七年正月刊）にも、『古今著聞集』は見いだせない。作者が『古今著聞集』を無視したのでも意図的に排除したのでもなく、入手可能な版本がなかったからにはほかならない。『噺物語』巻中「地藏物かたり」には、冒頭に「砂石集」と出典を明記した上で「地藏菩薩種々利益事」（巻二ノ六）の概要が紹介される。『沙石集』は、正保四（一六四七）年十一月・天和三（一六八三）年五月・貞享三（一六八六）年三月等々、漢字仮名交り本文の整版本が繰り返し刊行されており、『噺物語』の作者にとっては本文の入手に不便はなかっただろう。同じく巻中「国輔物語」では、先例に同じく、但馬守国^{くにたか}拳の息子国輔の悲恋を描いた『発心集』巻五第一「唐橋法橋発心の事」が引かれるが、その末尾に「案ずるに」として作者の考証が加えられており、国輔の出家名を版本では「行因」と表記するが「行円」が正しいとし、以下のよう

に批判する。
諺に。三たび写せば。烏^う焉^{えん}馬^ばのたがひめ有といふなれば。発心集^{（50）}
の板^{（50）}の誤りならんか。

右の通り、『噺物語』が依拠した本文が版本であることを明らかにする。確かに、慶安四（一六五二）年三月版に拠って確認したところ、「法橋行因ト云ハ此人ナリ」^{（51）}とある。『噺物語』の作者は、寛永三（一六二六）年三月刊等の版本がある『元享釈書』の記述を根拠にして誤記を指摘する。すなわち、山岡元隣や黒川道祐とは違い、『噺物語』は、版本のつきあわせを考証のよすがにした作品なのである。

だとすると、写本の入手ルートがなかった作者には、それを典拠として自らの創作に利用したり摂取したりするのは困難であったと容易に想像がつく。

他方、井原西鶴の浮世草子作品に『古今著聞集』の影響が見られると先行研究では指摘されてきた。とりわけ、諸国説話集である『西鶴諸国はなし』（貞享二・一六八五年正月刊）の出典利用をみとめようとするのは、ジャンルとしての説話どうしの連関を前提にするのであれば非常に自然な発想ではあるが、『古今著聞集』版本が刊行されておらず、前年に刊行された『治聞集』によってようやく九十話ほどが読める環境では困難と言わざるを得ない。

後藤興善氏「『古今著聞集』と西鶴の説話」^{（52）}は、『西鶴諸国はなし』への『古今著聞集』影響を指摘した早い論文である。「見せぬ所は女大工」（巻一ノ二）に『古今著聞集』「魚虫禽獸第三十」の「摂津國ふきやの下女晝寝せしに大蛇落懸かる事」^{（694）}および「渡邊の薬師堂にして大蛇釘付られて六十餘年生きたる事」^{（695）}の隣接配置された二話から着想を得たとする。この二話は『治聞集』にそれぞれ、「蛇針におそれし事」（巻一第十五）、「葉師堂のくちなはの事」（巻二第十）として採録されており（別表参照）、西鶴が目にするのができた可能性は十分にある。では、内容を検討してみよう。『古今著聞集』（『治聞集』）で人前に出現するのは蛇で、一方の「見せぬ所は女大工」はヤモリである。仮に西鶴が蛇をヤモリに置き換える操作を行ったとして、両作品とも天井から登場する点において共通するものの、ヤモリに突き刺さった金釘と同じ箇所原因不明の痛みを奥方が訴えるという結末部に正体が判明するまでの見どころは、『古今著聞集』（『治聞集』）にはない。「お

ほきなる釘にうちつけられ」た蛇と「胴骨を金釘にとぢられ」⁽⁵³⁾ たヤ

モリは対照的ではあるが、出典として特定するだけの材料としてはいささか乏しいのではあるまいか。この後藤論を享けて藤江峰夫氏は、『古今著聞集』の版行が『西鶴諸国はなし』に遅れる点を問題視した上で、『治聞集』巻第二十と、「見せぬ所は女大工」の挿絵に大工が木材の上で釘を用いる構図が共通することを挙げ、「そもそも「女大工」の化け物退治という発想自体が「薬師堂のくちなは」の図に触発されたものではないかという推測を可能にする」⁽⁵⁴⁾と述べる。だが、大工三名が描かれる『治聞集』に対し「見せぬ所は女大工」の挿絵は女大工一人である。加えて、薬師堂が奥に描かれる前者に対し、後者では舞台である御所方の奥局が描かれていない。要するに、『西鶴諸国はなし』が『古今著聞集』ないし『治聞集』から何がしかのインスピレーションを得たことまでは否定できないものの、積極的に出典として利用した根拠も痕跡も乏しいというほかないのである。

その他、後藤稿では『武道伝来記』「按摩とらする化物屋敷」(巻三ノ二)における梶田奥右衛門の化物退治の出典に「変化第二十七」「庄田頼度八條殿の變化を縛する事」(602)における庄田頼度による八条院御所の化物退治を挙げる。両者とも七日ほど待機しても別条なかったという展開が一致するが、その後頼度が毛の抜けた古狸を捕えて差し出すのに対し、奥右衛門の場合は狸の方が彼を恐れて逃げ出してしまふ。狸退治自体はとりたてて珍しいモチーフではないし、『治聞集』に採録されていない挿話を西鶴が読むのが困難だったことを思いあわせれば、この例に限らず、『古今著聞集』を出典と特定するのは慎重を期すべきだろう⁽⁵⁵⁾。

四、近世説話史構築のために

虚構を前提とする「作り物語」とは一線を画し、何らかの事実ないし事実と信じられてきた出来事を比較的短い断片的な物語とし、それらを集成した作品を「説話文学」と規定すると、説話文学の歴史は一般に、『日本霊異記』に始まり鎌倉時代までにピークが終わるという概括が一般的である。『説話文学辞典』(一九六九年、東京堂出版)の編者長野誉一氏は、社会的変動期には、「今まで考えられもしなかったような、驚天動地の事件が起りやすい。いわゆる「小説よりも奇なる事実」が、くびすを接して現われる」のに対し、平和な時代を迎えると説話作品が「遠き過去を詠嘆的に語る」存在でしなくなり、「整備」される対象でしかなくなるとし、

ひつきょう、日本の説話文学は、古代から中世へと転移する時代に初めてはなばなしく開花し、その転移が完了するとともに凋落して、二度と再び繁栄を取りもどすことのなかった文学ジャンルだといふべきであろう。⁽⁵⁶⁾

との歴史観を示す⁽⁵⁷⁾。すなわち、江戸時代に入るともはや説話文学は終焉したジャンルになったという理解である。

だが、質的な優劣はさておき、事実ないし事実と信じられてきた物語の集積は江戸時代にも大量に生み出されている⁽⁵⁸⁾。いわゆる仮名草子の時代は、版本を生み出す諸技術の発展と流通のための制度的整備がはかられた時期に重なり、江戸時代以前の説話文学作品も「遠き過去を詠嘆的に語る」ことを目的としたわけではなく、まずはそれら諸作品を版本として刊行し、広い読者が目に触れる機会を設ける必要性

が生じて、「整備」される対象になったと捉える方が実情に合うだろう。儒教あるいは仏教の基本的な理念を啓蒙する目的に資するべく、多くの仮名草子作品は漢籍の説話あるいは仏典から説話を積極的にとりあげ、その紹介に力が注がれた結果、日本の説話の網羅的蒐集および出版はやや出遅れてしまった。

たとえば、浅井了意『新語園』（天和二・一六八二年二月刊）は、五百一話の漢籍由来の説話を掲載する。すべての説話の標題下には出典を明記するが、『漢書』や『史記』のような正史から、『洞冥記』や『文藝』のような当時の日本では入手困難な漢籍からも説話が引用されている⁽⁵⁹⁾。あるいは、『智恵鑑』（万治三・一六六〇年春跋）のように馮夢竜『智囊補』の形式に倣い、「上智」以下「雜智」までの部立に分類し、関連する中国説話を漢字仮名交りで表記した作品までが版行された。

その一方で、『智囊補』と同様に三十の部立に分類し、その謂れを述べ関連する説話を配置する形式で成る『古今著聞集』は『智恵鑑』に遅れること約四十年経過してようやく出版にいたった。この利便性の高さはやがて、椋梨一雪『古今犬著聞集』や神谷養勇軒編『新著聞集』といった後続作を生み出す原動力となったのは、先述の通りである⁽⁶⁰⁾。

本稿は、『古今著聞集』の元禄版本出現以前に着目し、どのような享受の跡を辿ったかを『治聞集』を挟みこみ、粗描する試みであった。というのも、近世の説話史の樹立のための基礎作業として、既存の説話作品を広汎な読者に本文を提供する機会の整備（『版行』の観点から見直す必要があると考えたからにはかならない。こうした営為が、後続作品を生み出す原動力となった。西鶴の浮世草子作品の典拠を特定したり論じたりするためにも、本稿で試みたような享受史の理解が必

要不可欠であると思われる。

とはいえ、こうした調査にともなう作業はとても一人で担えるものではない。『古今著聞集』の伝本と網羅的な本文調査などは、有志を募らない限り取り組める作業では到底ない。また、一般的な近世の散文文芸のジャンル史の理解では、説話が表面に出ることはあまりない。さらに、いわゆる説話が仮名草子をはじめとする諸ジャンル内に散見されるのみならず、「随筆」と一括りにされている書物に見出されるといった事情も近世説話史の構築を難しくしている。

説話文学は、決して江戸時代に「終焉」などしていない。だからこそ、同時に一刻も早く本格的な近世説話研究をスタートさせなければならぬ。

注

- (1) 改題改竄本に『古今／奇談』萬国山海経（寛政四・一七九二年十一月刊）がある。浅野三平「大江文坡の生涯と思想」（『近世中期小説の研究』一九七五年、桜楓社 参照。本作品は、松岡芳恵「大江文坡の対外観」（『東洋大学大学院紀要』第45集 二〇〇九年三月）および吉田宰「西村遠里と書肆銭屋——『万国夢物語』から『居行子』『雨中問答』まで——」（『語文研究』第百二十号 二〇一五年二月）でも紹介されている。

- (2) 文坡の作風の変遷については、中野三敏「文坡仙癖」（『江戸狂者傳』二〇〇七年、中央公論新社）に詳しい。

- (3) 引用は、宮城県立図書館伊達文庫蔵本（請求番号 D913.56/W1）に拠る。なお、国文学研究資料館新日本古典籍総合DB書誌ID 100287620を閲覧した。

- (4) 引用は、(3) 同書に拠る。

- (5) 引用は、永積安明・島田勇雄校注『日本古典文学大系』84（一九六六年、

岩波書店)に拠る。

(6) 引用は、(5) 同書に拠る。

(7) 引用は、(5) 同書に拠る。

(8) 橋本尚子「昔物語語治聞集」改題本の系譜―序文研究を中心に―(『山
口国文』第26号 二〇〇三年三月)が、全話の出版を初めて明らかにした。
また、中根千絵・加美甲多・久留島元(編著)『昔物語語治聞集』(二〇二〇
年、三弥井書店)は、七巻全冊の翻刻を掲載し、全話の出版およびその採
録の傾向に分析を加えた。大久保順子「説話の再編と受容―『昔物語語治聞
集』と改題本の諸本―」(『香椎潟』第五十号 二〇〇四年十二月)は、『治
聞集』版本の詳細な書誌調査を報告したが、書名の読みを判断する根拠は、
東北大学附属図書館狩野文庫蔵本第六冊の外題仮名書きの「ちもんしふ」以
外にはないと指摘されている。本作が『宇治拾遺物語』と『古今著聞集』の
説話から採録した成り立ちから考えても「ち(じ)もんしゅう」と読むの
が妥当であろう。

(9) 引用は、(8)『昔物語語治聞集』(二〇二〇年、三弥井書店)に拠る。

(10) (8) 大久保氏論考では、諫早市立諫早図書館・諫早文庫蔵の零本(巻一・
二・七のみ)の書誌調査が報告されている。

(11) 花田不二夫「怪異本『宿直座頭』報告」(『文献研究』第5号 一九七九
年十二月)に、採録された前百三十一話の出版が特定されているが、この
時点では『治聞集』の改題本とは知られていなかった。

(12) 志村有弘「寛延四年版『続古事談』について―古今著聞集説話伝承関係
―」(『国文学研究』第8号 一九七二年十一月)に、採録全八十話の出版
が明らかにされているが、(11) 論考同様、『治聞集』の存在は知られてい
なかった。

(13) 引用は、『燕石十種』第五卷(一九八〇年、中央公論社)に拠る。

(14) 井上敏幸「棕梨一雪年譜稿」(『近世文藝』32 一九八〇年三月)「宝永元
年」項および「寛延二年」項参照。また、志村有弘「説話と説話集―用語
と書名―」(『説話文学の構想と伝承』一九八二年、明治書院)は、「著聞
集」を書名とした江戸時代の書物を一覧にしている。

(15) (8)『昔物語語治聞集』(二〇二〇年、三弥井書店)所収「『昔物語語治聞集』
まえがき」

(16) (15) 同論。

(17) 永積安明「『古今著聞集』解説」(『日本古典文学大系』84 一九九六年、
岩波書店)

(18) 久保本秀夫「古今著聞集」の古筆切」(『日本文学研究ジャーナル』第6
号 二〇一八年六月)

(19) (17) 同論。「なよ竹物語」として知られる、好色第十一「後嵯峨天皇某
少将の妻を召す事並びに鳴門中将の事」の本文は、他の甲門第一種類諸本と
比べても脱落箇所が多く、必ずしも最良とは言いきれないように思われる。

(20) 引用は、京都大学貴重資料デジタルアーカイブ
(<https://mda.kulib.kyoto-u.ac.jp/item/rb00008692#?c=0&n=0&s=0&cv=0&L=0&xvwh=1701%2C0%2C6472%2C2047>)に拠る。ノードID RB00008692。
以下、同様。

(21) 引用は、東北大学狩野文庫蔵本(請求番号 狩・第4門・11479・
7)に拠る。以下、同様。

(22) 近衛家田蔵本では「あ」が脱落。(5)『日本古典文学大系』頭注には学
習院大学蔵本(甲門第一類)・三手文庫蔵本(乙門第四類)によって補った
とされる。

(23) 中根千絵「『昔物語語治聞集』解説」(8) 同書所収)

(24) 他の歴史史料との照覧は、志村有弘「古今著聞集」菅見」(『立教大学日
本文学』第十三号 一九六四年十一月)等が行っている。また、「古代」・
「中比」・「近代」等期日を明記しないケースの、おおよその目安を検討した
福田益和「古今著聞集研究序説」(『長崎大学教養部紀要』第16巻 一九七
五年十二月)等の先行研究もある。

(25) 『貞観政要』の記事に拠る。

(26) 『治聞集』本文は、「の」を付け加えている。

(27) 引用は、(5) 同書に拠る。

(28) 引用は、(5) 同書に拠る。

- (29) (12) 同論。
- (30) (18) 同論。
- (31) 『治聞集』本文の目立った特性を追記しておく。巻七に片仮名の振り仮名が出現するほか、巻第七六冒頭部「東西修行」には「かなたこなたしゆきやう」という特殊な仮名が振られている。なお、当該箇所原文は「こ、かしこ修行」である。
- (32) 追塩千尋「中世人の動物観」『古今著聞集』巻二十「魚虫禽獸を素材に」(『年報新人文』(北海学園大学大学院文学研究科)第16号 二〇一九年十二月)では、「魚虫禽獸」を「当時における生物事典」と位置づけている。また、田中宗博「『古今著聞集』「魚虫禽獸」篇の混沌をどう読むか」(『百舌鳥国文』第25号 二〇一四年三月)では、人倫から排除された禽獸観ではなく、「共感的理解」が示された説話群であるとの理解を示す。
- (33) 引用は、(5) 同書に拠る。
- (34) 菅野扶美「『古今著聞集』の編成と管弦説話」(『共立女子大学文科紀要』第56号 二〇一三年一月)では、成季が醍醐朝に行われた管弦を「聖代」として描き出したと指摘する。
- (35) (23) 同論。
- (36) 土屋恵「中世初期の仁和寺御室——『古今著聞集』の説話を中心に——」(『日本歴史』第451号 一九八五年十二月)参照。仁和寺御室周辺に設定された説話は二十四話あり、特に当該説話にも登場する守覚法親王の記録は現存の『御室相承記』でも欠落しており、史実としての性格が目ざされている。
- (37) (17) 同論に拠る。
- (38) 引用は、太刀川清校訂『叢書江戸文庫』27(一九九三年、国書刊行会)に拠る。
- (39) 近藤瑞木「儒者の妖怪退治——近世怪異譚と儒家思想——」(『日本文学』第55巻第4号 二〇〇六年四月)でも挙例される「儒者の妖怪退治譚」の一例である。
- (40) 引用は、(38) 同書に拠る。
- (41) 引用は、(38) 同書に拠る。
- (42) 引用は、(38) 同書に拠る。
- (43) 寺敬子「『百物語評判』と『新語園』——『百物語評判』の引書に関する調査から——」(『日本文藝研究』第五十七巻第三号 二〇〇五年十二月)。
- (44) 引用は、『日本随筆大成(第一期)』17(一九七六年、吉川弘文館)に拠る。
- (45) 引用は、『仮名草子集成』第五巻(一九八四年、東京堂出版)に拠る。
- (46) 引用は、『続々群書類従』第八(一九七〇年、続群書類従完成会)に拠る。
- (47) 引用は、『新修京都叢書』第2巻(一九六九年、臨川書店)に拠る。なお、『雍州府志』の末尾に添えられた「近世是稱紀貫之社者大誤也」という考証箇所は引用していない。
- (48) 引用は、(46) 同書に拠る。
- (49) 引用は、『新修京都叢書』第5巻(一九六八年、臨川書店)に拠る。なお、本書には巻上「田中時雨」にも、「和歌第六」から「和泉式部田刈る童に襖を借る事並びに同童式部に歌を贈る事」(201)のダイジェストの紹介がある。
- (50) 引用は、『仮名草子集成』第五十八巻(二〇一七年、東京堂出版)に拠る。
- (51) 引用は、立教大学池袋図書館蔵本 請求番号 DDC895.6321/K15 に拠る。なお、国文学研究資料館新日本古典籍総合DB書誌ID 100296160を閲覧した。
- (52) 『西鶴研究』第三冊(一九四二年十二月)所収。
- (53) 引用は、宗政五十緒校注・訳『新編日本古典文学全集』67(一九九六年、小学館)に拠る。
- (54) 藤江峰夫「西鶴の咄の種——『西鶴諸国はなし』中の三篇をめぐって——」(『玉藻』第25号 一九九〇年三月)
- (55) 西鶴研究の基礎的な文献である江本裕・谷協理史編『西鶴事典』(一九九六年、おうふう)所収「出典一覧」には、『古今著聞集』を出典とする先行研究を網羅する。非常に利便性は高いが、西鶴の執筆環境を考慮する慎重な検討が求められる。もっとも、出典となりえる作品を西鶴が入手し得た版本から考察するのは学界のスタンダードになってきている。『古今著聞集』に代わり『治聞集』を提示した論考として(54) 同論考や佐竹昭広「パッチリ爺さのこと」(『佐竹昭広集』第三巻「民話の基層」 二〇〇九年、岩波

書店所収)がある。

- (56) 長野嘗一「説話文学概説」(長野嘗一編『説話文学辞典』一九六九年、東京堂出版所収)。

- (57) 池上洵一「総説―〈説話文学〉を考える」(池上洵一・藤本徳明(編)『説話文学の世界』一九八七年、世界思想社)も、「古代末期から中世前期、すなわち院政期から鎌倉時代にかけて量的にも質的にも頂点に達した説話集は、室町時代に入ると急激に衰微し、やがて終焉を迎えている」と同様の見解が述べられる。

- (58) 拙稿「書名「奇談」素描―文事領域領域拡大の原動力―」(『大阪大学国語国文学会』語文 第百十六・百十七輯 二〇二二年三月)では、十八世紀後半から十九世紀初頭にかけての説話文学の流れを書名「奇談」から考察した。

- (59) (43) 同論考でも『新語園』の引書に関する考察が行われている。

- (60) 田中葉子「『新著聞集』の成立―『犬著聞集』『続著聞集』との関連から―」(『語文研究』第六十二号 一九八六年十一月)参照。

【資料】『昔物語語治聞集』における大幅な削除例

※上段に『古今著聞集』本文を掲出した。引用は、九条家旧蔵本（現・京都大学附属図書館）本に拠る。

※下段に『昔物語語治聞集』本文を掲出した。引用は、東北大学狩野文庫蔵本に拠る。削除された箇所は『古今著聞集』から引用し、二重取り消し線を施した。なお、（ ）内は左訓である。

浄蔵法師はやんことなき行者也葛木山に行なひける比金剛山の谷に大なる死人のかはね有りけり頭手足つゝきてふしたり苔青く生て石を枕にせり手^ニ獨鉈をにきりたり金色さひすしてきらめきたり浄蔵大^ニあやしみて其谷に留てこれ何人のかはねといふ事をしらんと本尊に祈請しけるに第五日の夜夢^ニ人告ていはくこれは汝か昔の骨也速に加持して。彼獨鉈を得へきなりといふさめてかはねに向て聲をあけて加持するにかはねはたらきうこきておきあかりて掌を開て獨鉈を浄蔵にあたへてけり其後薪を積てはふりてうへに石の率都婆をたてたり件そとはいまに彼谷にありとなんこゝに浄蔵は多生の行人なりと云事をしりぬ又比叡山横河に三年こもりて六道衆生のために毎日法華經六部をよみ三時の行して花をとり水を汲て給仕し給けり同住山の比の事にや七月十五日安居のおはる夜験くらへを行けるに朗善和尚の弟子に修人といふやんことなき験者につかひにけり其比は石に護法をはつけゝり第六のつかひにて先浄蔵出てある次修入出てある浄蔵か云生年七歳より父母のふところを出て山林を家として雲霧をしき物とす日々に身をくたき夜々に心をついやすねんころに肝膽をくたひてまたく身命をおしますこれあへて名利のためにせず無上菩提のためなりもし我をしらははくの石わたすへしといふ其時はくの石飛出ておちあかる事鞠のことしこゝに

第十六浄蔵法師前生のかばねに逢事（卷二）

むかし有ける浄蔵法師は。やむごとなき行者也かづらき山におこなひける比。金剛山の谷に。大きな死人のかばね有りけり。かしら手足つゝきて臥たり苔あをく生て。石を枕にせり。手に獨鉈をにぎりたり。金色さびずしてきらめきたり。浄蔵大きにあやしみて。其谷にとゞまりては何人のかばねといふ事をしらむと。本尊に祈請しけるに。第五日の夜夢に人つけていはく。是はなんちがむかしの骨也速に加持して。彼獨鉈を得べきなりと云。さめて屍にむかひて聲をあけて加持するにかばねはたらきうこきて起あがりて掌をひらきて。獨鉈を浄蔵にあたへてけり。その、ちたきを積てはふりて。上に石の率都婆をたてけり。件のそとは。いまにかの谷にありとなん。爰に浄蔵は。多生の行人なりと云事をしりぬ。又ひえのやま横川に三年こもりて六道衆生の為に。毎日法花經六部をよみ。三時の行法を修し六十反の礼拝をいたし。廻向しけり。その、ち護法かたちをあらはして。花をとり水をくみて給仕したまひけるとそ同住山の比の事にや七月十五日安居のおはる夜験くらへを行けるに朗善和尚の弟子に修人といふやんことなき験者につかひにけり其比は石に護法をはつけゝり第四のつかひにて先浄蔵出てある次修入出てある浄蔵か云生年七歳より父母のふところを出て山林を家として雲霧をしき物とす日々に身をくたき夜々に心をつ

修入いはくはくの石はなはた物さはかしはやく落居給へと詞に随て則しつまりぬ大威徳咒をみて、暫加持するにあへてはたらかず淨藏又云衆命によりて忝^モ禪師^ニつかひたてまつり禪下行業年ふかくして観念よりはひかたふけり其威徳をみるにすてに在世の摩訶迦葉^ニおなしあへて驗を尊者にあらそひたてまつるにあらすた、三寶の證明をあらはさんかためなりといひて常在靈鷲山の句をあくそのこゑ雲をひ、かしてきく人心肝をくたく其時はくの石又勅^勅おとりてつゐに中よりわれて兩人のまへにおち居ぬ二人ともに座を立て互にかみて入にけりみる人涙をなかさすといふ事なし

大納言なる人の若公を清水寺法師に養せけり父もしらさりければ母のさたにてやしなはせけるに乳母法師になして清水寺の寺僧になして名をは大納言大別當とそいひけるこちなかりける名なりかし件の僧以外に能書を好て心はかりはたしなみてわれはと思たりける當寺の額は侍従大納言^{行成}の書給へるなり年久く成て文字みなきえてかたはかりみゆるをこの大納言大別當文字のみな消う

小やすねんころに肝膽をくたひてまたく身命をおしますこれあへて名利のためにせず無上菩提のためなりもし我をしらはくの石わたすべしといふ其時はくの石飛出ておちあかる事鞠のことしこに修入いはくはくの石はなはた物さはかしはやく落居給へと詞に随て則しつまりぬ大威徳咒をみて、暫加持するにあへてはたらかず淨藏又云衆命によりて忝^モ禪師^ニつかひたてまつり禪下行業年ふかくして観念よりはひかたふけり其威徳をみるにすてに在世の摩訶迦葉^ニおなしあへて驗を尊者にあらそひたてまつるにあらすた、三寶の證明をあらはさんかためなりといひて常在靈鷲山の句をあくそのこゑ雲をひ、かしてきく人心肝をくたく其時はくの石又勅^勅おとりてつゐに中よりわれて兩人のまへにおち居ぬ二人ともに座を立て互にかみて入にけりみる人涙をなかさすといふ事なし

第十九 清水寺の額彩色で不思議ある事（卷一）

むかし大納言なる人の若君^{きみ}を。清水寺法師にやしなはせけり。父もしらざりければ。母のさたにて。養^{やしなは}せけるに。乳母法師になして。清水寺の寺僧になして。名をは大納言大別當^{べつとう}とそいひける。うちなかりける名なりかし。件の僧もつての外に能書^{のうしよ}を好て。心はかりはたしなみて。我はとおもひたりける。當寺^{たうじ}の額は。侍従大納言^{しじゆう}行成^{かうせい}のかき給へる也。年ひさしくなりて。文字^じみなきえて。かたばかり見ゆるを。此大納言。大別當。文字のみなきえたり。我修復^{しゆふ}せんといへば。りける名なりかし件の僧以外に能書を好て心はかりはたしなみてわれはこそ思たりける當寺の額は侍従大納言^{行成}の書給へるなり年久く成て文

せぬときわれ修復^復せんといへりける名なりかし件の僧以外に能書を好て心ばかりはたしなみてわれはとそ思たりける當寺の額は侍従大納言^{行威}の書給へるなり年久く成て文字みなきえてかたばかりみは古老の寺僧等さしもやんことなき人の筆跡をはいか、たやすくとめ給はんとかたふきあひければいかなる聖跡重寶なりともあとかたなく消うせんにはなにの益かあらん別してわたくしの點をもくはへはしそ憚もあらめかたばかりもその跡のみゆる時との文字の上をとめてあさやかになさんはなにの難かあらんふるき仏にもはくをはをすそかしなといへはまことにさもありとてゆるしてけり其時額をはなちてあらたに地彩色して文字のうへとめてけりか、る程につきの日俄に雷電おひた、しくして其額を雨そ、きてみなすみを洗てた、もとの様になしてけりふ思儀の事也いかなるよこ雨にもかく額のぬる、事はなきにそのうへたとひ雨にぬれんからにやかてすこしもとにたかはす彩色も文字も消うすへき事かはこれした、事にあらすおそろしきわざなりといひての、しるほとに四五日をへてかの大納言大別當^天爰亡しにけるとなん

行成卿いまた殿上人の比殿上にて扇台と云事ありけるに人々珠玉をかさり金銀をみかきて我おとらしといとなみあへりけり彼卿はくろくぬりたるほそほねに黄なる紙はりて樂府の要文を真草にうちませてところく書ていたされたりけるを御門御らんせられて此扇こそいつれにもすくれたれとて御所にとめられけるとかや彼卿の孫に帥中納言伊房とてをはしけるもいみじき手書なりけり春日大明神の示現にとりて御經藏といふ額を一枚書てをき給たりければ只今うつへき經藏もなければ

字みなきえてかたばかりみは古老の寺僧等さしもやんことなき人の筆跡をばいかゞたやすくとめ給はんと。かたふきあひければ。いかなる手跡重寶なりとも。跡かたなくきえうせんには。何の益かあらん。別して私の點をもくはへばこそ。憚りもあらめ。かたばかりもその跡の見ゆるとき。もとの文字のうへをとめて。あざやかになされむは。なにの難かあらむ。古き仏にも。はくをばをすぞかしなどといへば。まことにさもありとてゆるしてけり。そのとき額を。はなちて。あしたに地彩色して。文字のうへとめてけり。かゝるほどに。次の日俄に雷電おびた、しくして。其額を雨そ、きて。皆墨を洗ひて。只本のやうになしてけり。ふしぎの事なり。いかなるよこ雨にも。かく額のぬる、事はなきに。そのうへたとひ雨にぬれんからに。やがてすこしもとにたがはす。彩色も文字も消うすへき事かは。これはたゞことにあらず。おそろしきわざなりといひて。の、しるほどに。四五日をへて。かの大納言大別當。天ひにあひてほろび亡しにけるとなん

第廿春日の御告にて伊房額を書事（卷一）

行成卿いまた殿上人の比殿上にて扇命と云事ありけるに人々珠玉をかさり金銀をみかきて我おとらしといとなみあへりけり彼卿はくろくぬりたるほそほねに黄なる紙はりて樂府の要文を真草にうちませてところく書ていたされたりけるを御門御らんせられて此扇こそいつれにもすくれたれとて御所にとめられけるとかやむかし行成卿とて能書有けり。彼卿の孫に帥中納言これふさとてをはしける。これもいみじき手書なりけり。春日大明神の示現によりて御經藏といふ額を一枚かき

いまあるやうあらんすらんとて置たりけるほどに帥もうせ給てのち建年月（建に）蟠りて思のほかに公家より一切經を安置してまいらせられけるいみしき手書なりけり春日大明神の示現にとりて御經藏といふ額を一枚書てをき給たりければ只今うつへき經藏もなければいまあるやうあらんすらんとて置たりけるほどに帥もうせ給てのち建年月（建に）蟠りて思のほかに公家より一切經を安置してまいらせられける時たれか額をは書へきと沙汰ありけるに彼帥の子孫の中よりかゝる事ありてかの帥書をける額ありとて取出されたりければうたれけるこそ神慮（神慮に）叶てありける事やんことなくおほゆれ

佐伯氏長はしめて相撲の節にめされて越前國よりのほりける時近江國高嶋郡石橋を過待けるにきよけなる女の河の水を汲てみつからいたゝきて行女ありけり氏長きと見るに心うこきてたゝにうち過へき心ちせざりければ馬より下て女の桶とらへたるかひなのもとへ手をさしやりたりけるに女うち咲てすこしももてはなれたるけしきもなかりければいとくわりなく覺（覺）えてかいなをひしとにきりたりける時桶をははつして氏長か手を脇（脇に）はさみてけり氏長興ありておもふほどに良久しくなれ共いかにもこの手をはなたざりけりひきぬかんとすれはいとゝつよくはさみてすこしも引はなつへくもなければ力をよはすしておもくゝと女の行にしたかひてゆくに女家に入ぬ水うちをきてのち手をはつしてうちわらひてさるにてもいかなる人にてかくはしたまへるそといふけしき事からちかまさりしてたへかたく覺けりわれは越前國の者也相撲の節といふ事ありて力つよき物を國々よりめさるゝ中に入てまいるなりとかたらふを聞て女うなつきてあふなき事にこそ侍なれ王城はひ

てをき給たりければ。たゞいまうつべき經藏もなければ。いかさまやうあらむずらんとて置たりけるほどに。帥もうせたまひて後。はるかにとし月へだゝりて。思ひの外に公家より一切經を安置してまいらせられける時。誰か額をは書べきと沙汰ありけるに。彼帥の子孫の中よりかゝる事ありてかの帥かきをける額ありとて。とり出されたりければうたれけるこそ。神慮（神慮に）かなひてありける事。やむことなくおほゆれ

第四 佐伯氏長強力の女にあふ事（卷二）

むかしさいき。うちながといふ人有。はじめて相撲のせちにめされて。ゑちぜん（こはりいしはし）の國よりのほりける時。あふみの國。たかしま郡石橋を過待りけるに。きよげなる女の。河の水をくみて。みづからいたゝきてゆく女ありけり。うちながきつと見るに。こゝろうこきて。たゞにうちすぐべきこゝちせざりければ。馬よりおりて。女の桶とらへたるかいなのもとへ。手をさしやりたりけるに。女うち笑て。すこしももてはなれたるけしきもなかりければ。いとくわりなく覺えて。かいなをひしとにぎりたりける時。桶をば。はづして。氏長か手を腰（こし）にはさみてけり。氏長興ありておもふほどに。やゝひさしくなれとも。いかにも此手をはなたざりけり。ひきぬかんとすれば。いとゞつよくはさみて。すこしもひきはなつべくもなければ。ちからをよばずして。おもくゝと女のゆくにしたがひて行に。女家に入ぬ。水打をきて後。手をはづして。うちわらひて。さるにても。いかなる人にて。かくはし給へるぞといふけしきことがら。ちかまさりして。たへがたく思けり。

るければ世にすぐれたらん大力も侍らん御身もいたくのかひなしにてはなけれどもさ程の大事ニ逢へき器にはあらずかく見参しそむるも可然事也彼節の期日はるかならはこゝに三七日逗留し給へ其程にちとりかひたてまつらむといへは日数もありけり。くるしからしとおもひて心のとゝまるまゝにいふにしたかひてとゝまりにけりその夜よりこはき飯をおほくしてくはせけり女みづから其飯をにきりてくはするにすこしもくひにられさりけりはしめの七日はすへてゑくひわらさりける、次の七日よりはやうくひわられけり第三七日よりそうるはしうはくひけるかく三七日か間よくいたはりやしなひていまはとくのほり給へ此うへはさりとともこそおほゆれといひてのほせけりいとめづらかなる事なりかし件多高嶋のおほ井子は田などおほくもちたりけり田に水まかする比村人水を論してとかくあらそひておほ井子か田にはあてつけさりける時おほ井子夜にかくれておもてのひろさ六七尺はかりなる石の四方なるをもて来りて彼水口に（を）きて人の田へ行水をせきて我田へゆくやうによこさまにきてければ水おもふさまにせかれて田うるおひにけり其朝村人ともみて驚あさむ事かきりなし石を引のけむとすれば百人はかりしてもかなふへからすさせは田みなふみそむせられぬへしいかゝせむするとして村人おほ井子ニ降をこいて今より後はおほしめさむ程水をはまかせ侍へし此石のけ給へといひければさそおほゆるとて又夜にかくれて引のけてけり其後はなかく水論する事なくて田やくる事なかりけりこれそ大井子か力あらはしそむるはしめ成ける件石おほ井子か水口石とてかのこほりにいまた侍り（私云大井子は何様なる／物とも不見可尋之）

我はゑちぜんの國の者なり。相撲の節といふ事ありて。ちからつよきものを。國々よりめさるゝ中に。入てまいる也とかたらふを聞て。女うなづきて。あぶなき事にこそ侍るなれ。王城はひろければ。世にすぐれたらむ犬力も侍らん。御身も。いたくのかひなしにてはなけれども。さほどの大事にあふべき器にはあらず。かく見参しそむるも。しかるべき事也。かの節の期日は。とまりならば。こゝに三七日逗留し給へ。そのほどに。ちと。とりかひ奉らんといへば。日数もありけり。くるしからじとおもひて。こゝろのとゝまるまゝに。いふにしたがひてとゝまりにけり。その夜より。こはき飯をおほくしてくはせけり。女みづからその飯をにぎりてくはするに。すこしも喰わられざりけり。はじめの七日は。すべてゑくひわらざりけるが。次の七日よりは。やうくひわられけり。第三七日よりぞ。うるはしうはくひける。かく三七日が間。よくいたはりやしなひて。今はとくのほり給へ。此うへは。さりとともこそおほゆれといひてのほりけり。いとめづらかなる事なりかし件多高嶋のおほ井子は田などおほくもちたりけり田に水まかする比村人水を論してとかくあらそひておほ井子か田にはあてつけさりける時おほ井子夜にかくれておもてのひろさ六七尺はかりなる石の四方なるをもて来りて彼水口に（を）きて人の田へ行水をせきて我田へゆくやうによこさまにきてければ水おもふさまにせかれて田うるおひにけり其朝村人ともみて驚あさむ事かきりなし石を引のけむとすれば百人はかりしてもかなふへからすさせは田みなふみそむせられぬへしいかゝせむするとして村人おほ井子ニ降をこいて今より後はおほしめさむ程水をはまかせ侍へし此石のけ給へといひければさそおほゆるとて又夜にかくれて引のけてけり其後はなかく水論する事なく

て田やくる事なかりけりこれぞ大井子か力あらはしそむるはしめ成ける
伴石おほ井こか水田石とてかのこほりにいまた侍り（私云大井子は
僧様なる物とも不見可尋之）

第二十二手院廣清が墓に靈魂經を讀事（卷三）

叡山千手院に廣清といふ僧ありけり常に法花經をよみたてまつりて極
樂にまうてたるよし人の夢に見えたり没後に彼墓所に夜ごとに經一部
よむこゑをこたらさりけり改葬して其墓所を他所にわたしたりける時
も猶經の聲をこたらさりけり在生の時より執したてまつれる故に没後
も其行をこたらぬ也善惡につけて執心あることは生をへたつれともかゝ
るにこそ同西塔の僧圓久もこの定なりけり但あれは七々日ことにぬ也
善惡につけて執心あることは生をへたつれともかゝるにこそ同西塔の
僧圓久もこの定なりけり但あれは七々日ことによみけるとそあはれな
る事也 又壹睿といふ僧ありけりこれも多年法花經に歸して修行しけ
るあひた紀伊国完背山にいたりて宿したりける夜その人は見えすして
法花經をよむこゑきこえけり一部よみをはりて經の聲やみぬあやしく
おもひて朝に其程を見るに年序へたる白骨あり更に分散せずして正躰
みなつゝきたりその髑髏の中にあかき舌あり壹睿髑髏に向て其因縁を
とひければ舌答云我是叡山の僧名をは圓善といひき修行のあひた此山
にいたりて夭亡す前生に法花經六万部をよみたてまつらんと願をおこ
して生分は既にをはりにたりはからざるに生をへたつといへとも其願
を誦滿せむかために猶誦する也今年すてによみをはりてまさに兜率内
院に生すへしといひけり壹睿此事をきゝて禮拜をなしてさりにけりか

むかしひえのやま。せんじゆゑんに。廣清といふ僧ありけり。つねに
法花經をよみ奉りて。極樂にまうでたるよし。人の夢に見えたる。没
後にかの墓所（はか）に。夜ごとに經一部よむ聲おこたらざりけり。
改葬して。其墓所を他所にわたしたりける時も。なを經の聲おこたら
ざりけり。在生の時より執し奉れる故に。没後にも。其行おこたらぬ
なり。善惡につけて。しうしんある事は生をへだつれどもかゝるにこ
そ同西塔の僧圓久もこの定なりけり但あれは七々日ことによみけると
そあはれなる事也 又壹睿といふ僧ありけりこれも多年法花經に歸し
て修行しけるあひた紀伊国完背山にいたりて宿したりける夜その人は
見えすして法花經をよむこゑきこえけり一部よみをはりて經の聲やみ
ぬあやしくおもひて朝に其程を見るに年序へたる白骨あり更に分散せ
ずして正躰みなつゝきたりその髑髏の中にあかき舌あり壹睿髑髏に向
て其因縁をとひければ舌答云 我是叡山の僧名をは圓善といひき修行
のあひた此山にいたりて夭亡す前生に法花經六万部をよみたてまつら
んと願をおこして生分は既にをはりにたりはからざるに生をへたつと
いへとも其願を誦滿せむかために猶誦する也今年すてによみをはりて
まさに兜率内院に生すへしといひけり壹睿此事をきゝて禮拜をなして
さりにけりかくのことくのためしおほし靈異記にも熊野山及金峯山に

くのことくのためしおほし靈異記にも熊野山及金峯山に誦經の髑髏あるよし見えたりこれらみな執のふかき人のいたり也善事は執にひかれて善所にまうつ悪事にふかき執こそよしなき事なれ

承安元年七月八日伊豆國奥嶋の濱に船一艘つきたりけり嶋人とも難風に吹よせられたる船ぞと思て行むかひて見るに陸地より七八段はかりへたて、船をとめて鬼繩をおろして海底の石に四方をつなきて後鬼八人舟よりおりて海に入てしはしありて岸にのほりぬ嶋人粟酒をたひければのみくひける事馬のことし鬼は物いふことなし其かたち身八九おろして海底の石に四方をつなきて後鬼八人舟よりおりて海に入てしはしありて岸にのほりぬ嶋人粟酒をたひければのみくひける事馬のことし鬼は物いふことなし其かたち身八九尺はかりにて髪は夜舟のことし身の色赤黒にて眼まろくして猿の目のことし皆はたか也身に毛おひす蒲をくみて腰にまきたる身にはやうくの物のかたをゑり入たりまはりにふくりんをかけたり各六七尺はかりなる杖をそもちたりける嶋人のなかに弓矢も路たるありけり鬼とひけり嶋人おしみければ鬼時をつくりて杖をもちてまつ弓もちたるをうちころしつをよそうたる、もの九人かうち五人は死ぬ四人は手を負なからいきたりけりその、ち鬼脇より火をいたしけり嶋人みなころされなんすと思て神物の弓矢を申いたして鬼のもとへむかひたりければ鬼うみに入て底より船のもとにいたりてのりぬすなはち風にむかひてはしりさりぬ同十月十四日國解をかきておとしたりける帯をくして國司にたてまつりたりけり件帯は蓮花王院の寶藏にをさめられにけるとかや

誦經の髑髏あるよし見えたりこれらみな執のふかき人のいたり也善事は執にひかれて善所にまうつ悪事にふかき執こそよしなき事なれ

第十伊豆國奥嶋へ鬼來る事（卷四）

承安元年七月八日。いづの國おきのしまの濱に。ふね一そうつきたりけり。嶋人ども難風に吹よせられたるふねぞとおもひて。行むかひて見るに。陸地より。七八段ばかりへだてて。ふねをとめて。鬼繩をおろして。海底の石に。四方をつなきて。彼鬼八人。ふねよりおりて海に入て。しばし有て岸にのほりぬ。嶋人粟酒をたひければ。飲食ける事馬のごとく。鬼はものいふ事なし。そのかたち身は八九尺ばかりにて。髪は夜叉のごとし。身の色あかく黒にすく。まなこまろくして猿の目のごとし。皆はだか也。身にも常す。蒲をくみて腰にまきたり。身にはさまくのもの、かたをゑり入たり。まはりにふくりんをかけて。各六七尺許なるつえをぞもちたりける。嶋人の中に。弓矢もちたるもの有けり。鬼こひけりるに。嶋人惜みければ。鬼。ときをつくりて。つえをもちて。先弓もちたる人をうちころしつ。をよそうたる、者。九人がうち五人は死ぬ。四人は手を負ながら活たりけり。其後鬼。脇より火を出しけり。嶋人皆ころされなんすと思ひて。神物の弓矢を申出して。鬼のもとへむかひたりければ。鬼海に入て。底より船のもとにいたりて乗ぬ。すなはち風にむかひてはしりさりぬ同十月十四日國解をかきておとしたりける帯をくして國司にたてまつりたりけり件帯は蓮花王院の寶藏にをさめられにけるとかや

土御門院はしめて百首をよませおはしまして宮内卿家隆朝臣のもとへみせにつかはされたりけるかあまりに目出く不思議におほえければ御製のよしをはいかてなにとなき人の詠のやうにもてなして定家朝臣のもとへ點をこひにやりたりければ合點して褒美の詞など書付侍とて懷舊の御哥をみ侍けるに

秋の色をおくりむかへて雲のうへになれにし月も物わすれずな此哥にはしめて御製のよしをしりておとろきおそれて裏書にさまぐの述懷の詞ともかきつけてよみ侍ける

あかざりし月もさこそ思ふしめふるき涙もわすれぬ世に

誠にかの御製はをよばぬもの、目にもたくひすくなくめてたくこそ覺侍れ管絃のよくしみぬるときは心なき草木のなひける色までもかれにしたかひてみえ侍なるやうに何事も世すくれたる事にはみしりき、しらぬ道のことも耳にたち心にそむはならひ也當院の御製も昔もはちぬ御事にや其ゆへはそのかみ御めのとの大納言のもとにわたらせおはしましける比はしめて百首をよませおはしましたりけるを大納言感悦のあまりに密々に壬生二品のもとへみせにつかはしたけり二品御百首のはし春の程はかりをみて見もはてられす前にきてはらくとなかれけりや、ひさしくありて涙をのこひていはれけるはあはれに不思議なる御事哉故院の御哥にすこしもたかはせ給はぬとてふしきの御ことに申されけり其時はいまたむけにおさなくわたらせ給ける御事もまして當時の御製さこそめてたき御ことにて侍らめ彼卿いまた存せられたらましかはいかに色をもそへて目出かり申されましと哀に覺侍り

第七帝の御哥に定家卿合點の事（卷五）

土御門院はじめて百首をよませおはしまして宮内卿家隆朝臣のもとへ見せにつかはされたりけるが、あまりにめでたく、ふしぎにおほえければ御製のよしをばいはず。なにとなき人の詠のやうにもてなして定家朝臣のもとへ。點をこひにやりたりければ、合點して褒美の言葉などかき付侍るとて懷舊の御哥を見侍に

秋の色ををくりむかへて雲の上になれにし月もものわすれずな此哥に。はじめて御製のよしをしりて。おとろきおそれて。さまぐの述懷のこと葉ともかきつけてよみ侍る

あかざりし月もさこそ思ふらめふるきなみたも忘れぬ世に

まことにかの御製は。をよばぬもの、目にも。たぐひすくなくめてたくこそおほえ侍れ。管絃のよくしみぬるときは。こゝろなき草木のなひける色までも。かれにしたがひて見え侍なるやうに。何事も世にすぐれたる事には。見しり聞しらぬ道のことも。耳にたち心にそむはならひ也當院の御製も昔もはちぬ御事にや其ゆへはそのかみ御めのとの大納言のもとにわたらせおはしましける比はしめて百首をよませおはしましたりけるを大納言感悦のあまりに密々に壬生二品のもとへみせにつかはしたけり二品御百首のはし春の程はかりをみて見もはてられす前にきてはらくとなかれけりや、ひさしくありて涙をのこひていはれけるはあはれに不思議なる御事哉故院の御哥にすこしもたかはせ給はぬとてふしきの御ことに申されけり其時はいまたむけにおさなくわたらせ給ける御事もまして當時の御製さこそめてたき御ことにて侍らめ彼卿いまた存せられたらましかはいかに色をもそへて目出かり申されましと哀に覺侍り

【別表】『昔物語語治聞集』採録『古今著聞集』分布

※標題は、『昔物語語治聞集』による。但し、副題は割愛した。カッ
コ内の漢数字は『昔物語語治聞集』の話数。算用数字は『古今著
聞集』の通し番号。

『古今著聞集』部立		『昔物語語治聞集』
神祇第一	「浄蔵法師前生のかばねに逢事」(二ノ十六、46)、「空也上人念佛をす、め給ふ事」(二ノ二十四、47)、「北野の天神亀と化し給ふ事」(二ノ七、45)、「永観律師往生の事」(二ノ十八、51)、「頼朝卿天王寺詣付ぜんくはうじの如来印相の御物がたりの事」(三ノ一、62)、「良忍上人融通念佛の事」(六ノ十二、53)、「少将のひじり往生の事」(六ノ十三、54)、「行基菩薩湯の山の薬師如来にあひたまふ事」(七ノ一、37)、「閻魔王宮におひて十万部の法花經よみ給ふ事」(七ノ二、56)、「蓮花王院に八功德水わく事」(七ノ三、58)、「聖覺法印一念多念の沙汰の事」(七ノ四、66)、「長谷の観音夢に寶珠を給はる事」(七ノ五、67)、「観音悪風にあふ舟をたすけ給ふ事」(七ノ六、70)、「當麻の曼陀羅の事」(七ノ十五、36)、「聖寶僧正鬼にあふ事」(七ノ十七、41)、「大般若書寫の人を鬼神守護の事」(七ノ十八、68)、「書寫上人の許へ冥途より使たつ事」(七ノ十九、72) 計十七話	
政道忠臣第三	「江帥筑紫より上洛財つみたるふね海にしづみし事」(四ノ三、82) 計一話	
公事第四	該当なし	
文学第五	「疫神秀句を貴む事」(四ノ四、117) 計一話	

『古今著聞集』部立		『昔物語語治聞集』
和歌第六	「哥の徳により風波の難をのがれし事」(一ノ三、165)、「志貴のびしやもん家隆卿の哥を吟じ給ふ事」(二ノ二十、218)、「能因法師哥にて雨をふらす事」(三ノ十一、171)、「北野の天神に祈りて無実をはるゝ事」(三ノ十二、177)、「唐人聴法の場にて秀句の事」(五ノ六、153)、「帝の御哥に定家卿合点の事」(五ノ七、217)、「小式部の内侍命終の時哥よむ事」(七ノ十二、175)、「人に無実いひける女物にくるふ事」(七ノ十三、187)、「小野の小町か事」(七ノ十四、182) 計九話	
管弦歌舞第七	該当なし	
能書第八	「清水寺の額彩色して不思議ある事」(二ノ十九、290)、「春日の御告にて伊房額を書事」(二ノ二十、292)、「高野大師を五筆和尚といふ事」(二ノ二十一、293)、「さがてんわうと弘法大使御手跡あらそひの事」(三ノ十三、286)、「三位入道行能天人の告にて額書事」(四ノ五、291) 計五話	
術道第九	「僧正觀修安倍晴明等きどくの事」(三ノ二十四、295) 計一話	
孝行恩愛第十	「養老の瀧の事」(二ノ十四、311)、「母のために魚とる法師の事」(三ノ十四、312)、「赤染右衛門子の病によりて住吉明神をいのる事」(三ノ二十五、302)、「賭弓の日右近の馬場にて武則公助を打擲する事」(四ノ六、313) 計四話	
好色第十一	「三河といふ童發心の事」(二ノ九、323)、「小侍從懺悔ものかたりの事」(二ノ十六、322)、「淨戒の尼をおかす事」(三ノ十五、329)、「後嵯峨院しら河の少将のつまに御こゝろをかけさせたまふ事」(三ノ二十六、331) 計四話	
武勇第十二	「鬼同丸源頼光をねらふ事」(二ノ二、335)、「八幡太郎義家法師の妻と密通の事」(三ノ十七、339)、「八幡太郎義家匡房卿に物習ふ事」(三ノ十九、337) 計三話	

『古今著聞集』部立		『昔物語語治聞集』
弓箭第十三	「武者所むつるみさこを射る事」(三ノ十八、348)	計一話
馬芸第十四	「平太經家惡馬にのる事」(三ノ二十、364)	計一話
相撲強力第十五	「佐伯氏長強力の女にあふ事」(二ノ四、377)、「腹くじりといふ相撲とりの事」(三ノ二十一、379)	計二話
画図第十六	「繪にかきたる馬田をあらす事」(五ノ八、385)、「性空上人の形を經に写す時地震の事」(五ノ九、386)	計二話
蹴鞠第十七	該当なし	
博奕第十八	該当なし	
偷盜第十九	「ぬす人簞篋を感じる事」(一ノ六、429)、「内裏女房ぬすびとの事」(七ノ二十、433)、「後鳥羽院御勇力の事」(七ノ二十一、436)、「灰を食て飢をやむる事」(七ノ二十二、440)、「安養の尼のもとへ盗人いる事」(七ノ二十三、446)	計五話
祝言第二十	該当なし	
哀傷第二十一	「小侍從懺悔ものかたりの事」(二ノ十六、454)、「從二位家隆往生の事」(三ノ十六、469)	計二話
遊覧第二十二	該当なし	
宿願第二十三	「山門の僧鬼になる事」(一ノ十三、495)、「千手院廣清が墓に靈魂經を讀事」(三ノ二十二、484)	計二話
闘諍第二十四	「双六の口論にて人をころす事」(一ノ十一、504)	計一話
興言利口第二十五	「ある雲客嵯峨にて面目うしなふ事」(三ノ二十三、566)	計一話

『古今著聞集』部立		『昔物語語治聞集』
怪異第二十六	「雲客ふな岡にゆきて虫ふく事」(二ノ十八、587)、「龍尾道に大蛇おちかゝる事」(四ノ七、580)、「氷にて塔をつくる事」(四ノ八、582)	計三話
変化第二十七	「水無瀬山の池人との事」(一ノ二、603)、「武徳殿ばけもの、事」(二ノ七、589)、「瘧の神水をのむ事」(四ノ九、596)、「伊豆國奥嶋へ鬼来る事」(四ノ十、599)、「近江守仲兼ばけものにあふ事」(四ノ十一、601)、「天狗法師唯蓮坊をさまたぐる事」(四ノ十二、604)、「からねこしな玉をとる事」(四ノ十三、609)	計七話
飲食第二十八	該当なし	
草木第二十九	該当なし	
魚虫禽獸第三十	「法花經ちやうもんする猿の事」(一ノ十、680)、「蛇針におそれし事」(二ノ十五、694)、「薬師堂のくちなはの事」(二ノ十、695)、「江州たかしま郡の牛經をよむ事」(三ノ二、701)、「民部丞が家の犬精進の事」(三ノ三、711)、「鴉猿の目をぬかんとする事」(三ノ四、697)、「くまたか蛇を取事」(三ノ五、718)、「朱雀大路にて美女にあふ事」(三ノ六、681)、「湯をかけてくちなはをころす事」(三ノ七、699)、「久世郡のむすめ蛇の難にあふ事」(三ノ八、682)、「法のために馬をぬすむ猿の事」(三ノ九、698)、「知願上人のめのと馬になる事」(三ノ十、719)、「康忠いぬに生る、事」(七ノ七、689)、「狐東大寺の仏を礼拝する事」(七ノ十、676)、「御物の鷹を十禪寺の辻につなく事」(七ノ十一、678)	計十五話